

僑務政策に関する法規

(翻訳：大阪華僑総会)

目次

- 第一部 身分確認
 - 一、華僑
 - 二、外国籍華人
 - 三、帰国華僑
 - 四、華僑眷属
- 第二部 出境入境
 - 一、中国旅券
 - 二、華僑帰国定住
 - 三、中国査証
 - 四、居留証書
 - 五、永久居留
 - 六、中国国籍
 - 七、試験的出入境政策
- 第三部 生活居住
 - 一、不動購入
 - 二、ホテル宿泊
 - 三、交通移動
 - 四、金融サービス
- 第四部 社会保険
 - 一、社会保険加入
 - 二、社会保険契約継続変更
 - 三、社会保険待遇を受ける
 - 四、社会保険待遇の在外申請受取
 - 五、退職後海外定住者社会保険待遇
- 第五部 教育を受ける
 - 一、義務教育
 - 二、高校教育
 - 三、大学教育
- 第六部 公益慈善
 - 一、公益慈善寄贈
 - 二、奨励措置

第一部 身分確認

身分確認は華僑華人の各種政策法規の基礎である。《中華人民共和国帰僑僑眷權益保護法》、《中華人民共和国帰僑僑眷權益保護法実施辦法》に基づく或いは国務院僑務辦公室の具体的規定において華僑、外国籍華人、帰僑、僑眷の身分に対して明確な確認基準を設けている。華僑、外国籍華人の身分は政府僑務部門或いは関係部門が規定に基づき華僑華人に対して具体的事務事項を行う際に身分の確認を行う。帰僑、僑眷の身分は常住戸口所在地の県級以上の地方政府僑務部門が本人の申請に基づき審査認定する。

一、華僑

華僑とは国外に定住する中国公民を指す。

(一) “定住”とは中国公民が居住国において長期或は永久居留権を取得し、且つ居住国において連続で2年居住し、2年内の累計居住日数が18ヶ月を下回らないこと。

(二) 中国公民で長期或は永久居留権未取得で、居住国において連続5年以上(5年を含む)合法的な居留資格を取得し、5年以内に居住国において累計居住日数が30ヶ月を下回らない者は華僑とみなす。

(三) 中国公民が外国留学(公費、自費を含む)国外での就学期間、或は公務での出国(海外派遣労務人員)在外勤務期間は華僑とみなさない。

二、外国籍華人

外国籍華人とは既に外国国籍に加入した元中国公民及びその外国籍後裔、中国公民の外国籍後裔を指す。

三、帰僑

帰僑とは帰国定住した華僑を指す。

(一) “帰国定住”とは華僑が元に居住していた国の長期、永久或は合法的な居留権を放棄し且つ法律に基づいて帰国定住手続きをとった事をさす。

(二) 外国籍華人が国籍の恢復許可を得た或は中国国籍を取得して且つ法律に基づいて中国で定住手続きをとった者を帰僑とみなす。

四、僑眷

僑眷とは華僑、帰僑の国内眷属を指す。

(一) 僑眷は華僑、帰僑の配偶者、両親、子女及びその配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫及び同じ華僑、帰僑が長期扶養関係にあるその他親族を含む。

(二) 外国籍華人の中国国内で中国国籍を有する眷属を僑眷とみなす、その範囲は同上。

第二部 出境入境

華僑華人は中国国境を出入りする重要人員である。華僑は中国公民であり中国旅券と外国居留許可をもって中国国境を出入りする、外国籍華人は外国公民であり、外国旅券と中国主管機関が発行する査証或はその他入境許可証明を持って中国国境を出入りする。中国のその他入境許可証明には居留証、永久居留証などを含む。

一、中国旅券

中国旅券は中国公民国境の出入り及び国外での国籍と身分の証明証である、また華僑が中国国内で金融、教育、医療、交通、通信、社会保険、財産登録等の手続きにおいての身分証明でもある。

華僑が所持している旅券の有効期限が満了或は破損、遺失、盗難に遭った者は国外において中国駐外大使館、領事館にて更新或は再発行申請する。華僑が中国帰国後旅券の更新或は再発行申請する場合は、所在地区県級以上の公安出入境管理機関に本人自ら提出すること。

華僑が外国国籍に加入或は取得後、自動的に中国国籍は喪失する、その際所持する普通旅券を中国駐外大使館、領事館或は公安出入境管理機関へ返却すること。

二、華僑帰国定住

華僑帰国定住とは華僑が規定に従い帰国定住手続きを行い、中国国内戸籍の取得或は回復することを指す。華僑が短期で中国国内に居住する場合、帰国定住手続きをとる必要はない。

華僑の帰国定住申請は定住する地区の県級以上地方人民政府僑務部門で行う。定住条件に適合した場合、省級或は市級人民政府僑務部門が《華僑回国定居証》を発行する、華僑本人が《華僑回国定居証》をもって定住する地区の県級公安機関において常住戸口登録を行い、住民身分証を受け取る。

華僑の帰国定住申請で定住する地区が元の戸籍と同じ地区である場合、同時に下記条件を充たすこと：中国国内において連続で一定の期間居住していること、安定した生活保障があり合法的な固定した住所があること。

定住する地区が元の戸籍と異なる場合、上記条件を充たす以外に定住する地区に属する省、市級人民政府僑務部門と公安機関が共に制定した《華僑回国定居辦理工作規定》で実施施行する規定条件を充たすこと。

三、中国査証

外国籍華人が中国に来る際入境前、事前に中国駐所在国大使館、領事館にて種類に応じた査証を申請取得する。その内、親族訪問（Q1、Q2）査証は主に外国籍華人に適する。

Q1 査証は家族団欒を目的とし入境居留申請する中国公民の家族、又は中国永住資格を有する外国人の家族及び里子に出す等の理由で入境居留申請する方に発行される。Q2 査証は短期（180 日以内）で入境し中国国内に居住する中国公民の親族又は中国で永住資格を有する外国人の親族を訪問する者に発給される。Q1 査証の親族とは配偶者、父母、子、子の配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫、及び配偶者の父母を含む。

その他外国籍華人に関係がある査証種類は R 査証、S1 査証、S2 査証がある。

R 査証の申請範囲は中国が必要とする外国高級人材又は至急必要とする専門人材である。S1 査証の申請範囲は中国で就業、或は留学等理由で居住している親族を長期（180 日以上）で訪れる外国人配偶者、父母、18 歳未満の子、配偶者の父母、及びその他私用で中国国内に居住する必要がある者。S2 査証申請範囲は中国で就業、或は留学等理由で居住している親族を短期（180 日以内）で訪れる親族、及びその他私用で中国国内に居留する必要がある者。

（一）口岸査証

外国籍華人は一般的に入境前、事前に査証申請取得する。以下状況：人道原因により緊急に入境する必要がある、商務上緊急又は応急修理或はその他緊急で入境する必要があり且つ主管部門が口岸で査証申請を行う旨の証明資料を所持する外国人、これらについては公安部が委託する口岸査証機関で口岸査証申請手続きを行う事が可能。個人で口岸査証申請する場合、口岸に着いた際本人で口岸査証機関に提出申請を行う。

注意事項：中国査証を所持してないため搭乗拒否される事を避ける為、口岸査証申請前に利用する航空会社（或はその他利用交通機関）に事前に連絡確認を取る。これと同時に到着後査証拒否される事を避ける為、事前に中国国内親族或は招聘企業より公安機関出入境管理機関或は口岸査証発行機関に事前に連絡を取ること。

（二）査証延期

中国駐外査証申請機関発行の査証登録項目は査証種類、所持者氏名、性別、生年月日、入境回数、入境期限、滞在期限である。外国籍華人は査証上明記してある滞在期限内で滞在できる。入境目的を達成できてない、或はその他正当な理由により査証滞在期限を越えての滞在、且つ査証種類の変更をしない者は滞在期限の延長申請が可能である、但し延長する滞在期限の累計は元の査証上明記された滞在期限を越えてはならない。査証延期申請は規定に従い滞在地県級以上の地方人民政府公安機関出入境管理機関に申請書類を提出する。査証延期は査証所持者への利便の提供であり、外国籍華人で多次査証を有する者は一度出国し再度入国して新たに滞在期限を得る事もできる。

（三）査証更新

外国籍華人に対して入境後、国の規定に基づき滞在事由の変更が可能、入境の利便性及び新しい旅券を使用する為、又は団体査証で入境後団体から外れて個人で滞りとなった時査証の更新ができる、但し更新後の滞在日数は入境した日より連続累計日数が 1 年を超えてはならない。査証の更新は滞在地区の県級以上地方人民政府公安機関出入境管理機関へ提出

申請を行う。

Q2 査証への更新希望者は訪れ先からの招聘状、身分証明、家族関係証明証の提出が必要である。入境有効期限1年以内、滞在日数が180日以内で零次、1次、2次或は多次の査証への更新が可能である。

R 査証への更新希望者は、中国政府主管部門が確定した外国高級人材と至急必要とする専門人材募集条件と要求規定の証明資料及び招聘、招待企業発行の証明証の提出が必要である。入境有効期限5年以内、滞在日数180日以内で零次、1次、2次或は多次の査証への更新が可能である。

S2 査証への更新希望者は親族訪問先からの招聘状、外国人居留証と親族関係証明証の提出が必要である。その他の者は人道原因に関する証明資料の提出が必要である。入境有効期限が3ヶ月以内、滞在日数180日以内で零次或は1次の査証への更新が可能である。

四、居留証

外国籍華人は180日を越えて滞在する場合、居留証の申請が可能である。居留証は計5種類あり、就業、留学、記者、団欒、私用事務がある。就業関係居留証は有効期限が最短90日、最長5年。その他就業以外の居留証は有効期限が最短180日、最長5年。居留証申請する際、申請者で本人が滞在する地区県級以上公安機関出入境管理機関に提出申請を行う。条件に適合すれば親族、企業或は専門機関による代理申請が可能。

団欒目的の居留証発行対象は主に外国籍華人である、満60歳の者又は外国籍華人、華僑の中国に里子にだしている18歳未満の子等の外国籍華人は公安機関出入境管理機関で1回に限り3年以内の居留証を発行が可能。その他の外国籍華人に対しては1回に限り滞在日数2年以内の居留証を発行が可能、居留証満期後条件に適合すれば期間の延期が可能。

五、永久居留

外国籍華人中国永住資格を取得した者は、本人の旅券と永久居留証を持って中国国境を出入りできる、中国での滞在期限に制限は無い。

永久居留資格申請にあたっての主な条件5分類：

1 投資。中国への直接投資、3年連続で投資状況が安定しており且つ良好な納税記録があること。投資で実際に収めた登録資本金が要求額に達していること。

2 就業。中国で副総経理、副工場長等以上の役職に就いている者或は副教授、副研究員等の高級職位以上及び同等の待遇を受ける者、満4年の連続勤務実績があり、4年以内に中国累計滞在日数が3年以上で且つ良好な納税記録があること。また勤務先企業が規定条件に適していること。

3 特殊人材。中国にとって重大、特別貢献した及び中国で特別に必要とする人物。

4 婚姻家庭。中国公民或は中国で永住資格を取得した外国人の配偶者、婚姻関係が満5年あり、中国で満5年連続居住しており、毎年中国滞在日数が9ヶ月以上で且つ安定した生

活保障と住所がある者。

5 扶養。18 歳未満の未婚子女で両親が扶養する者。国外に直系の親族がいなく、国内直系の親族に扶養される、但し年齢が満 60 歳、中国国内で連続して 5 年居住しており、毎年の中国滞在日数が 9 ヶ月以上あり且つ安定した生活保障と住所がある者。

外国籍華人が永久居留資格を申請する際は、区内市級公安機関、直轄市公安分・県局に提出する、要求に応じて申請書類を提出し省、自治区、直轄市公安庁・局の審査後公安部により許可が下りる。

2016 年 2 月、中共中央辦公庁、國務院辦公庁が《外国人永久居留服務管理強化についての意見》（以後《意見》）。《意見》は外国籍華人の呼び掛けに積極的に答えた形で、家族団欒する者へ永住許可申請間口を広げ、要求される居留年数を引き下げ、中国で長期就業、中国で投資又は特別貢献した外国籍高級人材に対しても永住許可申請を申請する際の条件も緩和された、これと同時に《意見》ではそれら中国での長期居留者、又は以前に中国国籍を所有していた外国籍華人について永久居住申請の経路を提供している。《意見》の要求に基づいて、立法業務関しても現在進行中である。

六、中国国籍

中国は二重国籍を認めない。華僑が自ら望んで外国国籍に加入或は取得した者は即自動的に中国国籍を喪失する。外国籍華人で下記条件の内 1 つでも該当する者は中国国籍の加入或は恢復申請が可能である。(一) 中国人の近親。(二) 中国で定住している。(三) その他正当な理由がある場合。中国国籍の取得或は恢復の審査許可が下りると、外国籍の保留は出来ない。

国籍申請の受理機関は中国国内では現地市、県公安局、国外では中国外交代表機関と領事機関で行う。中国国籍加入と恢復申請は公安部が審査を行う。

七、試験的出入境政策

新しい駆動發展戰略の実施を加速させるため、海外高級人材の中国發展建設への参加を奨励及び引寄せを行い。公安部は相次いで上海科技創新中心建設、北京創新發展と福建・広東自由貿易区建設等一連の試験的出入境政策を支持打出した。

(一) 2015 年 7 月 1 日に公安部が支持実施した上海科技創新中心建設の試験的出入境政策 12 項目、以下それに関する内容：

1、外国籍の者が上海で連続して 4 年以上就業しており、毎年中国国内で実際の累計居住日数が 6 ヶ月以上あり、安定した生活保障と住所を有し、給与性年所得と年個人所得税が規定の基準に達しており、勤務先企業の推薦があれば中国永久居留申請が可能。(注：給与性所得基準と納税基準は前年度の上海市平均水準の倍数で調整を行う。)

2、現行の永久居留資格申請手順を保持した基礎の上、上海人材主管部門認定の外国籍高級人材、上海科技創新主管部門が制定した科技創新職業目録所属企業に雇用され且つ保証

された業種の高級専門人材（60歳の年齢制限を受けない）に対しては5年間有効の就業類居留許可を発行が可能。就業満3年後企業の推薦により中国永住居留の申請が可能であり、且つ審査後許可発行時間の短縮が可能。

3、上海人材主管部門認定の外国籍高級人材、上海科技创新職業目録所属企業が募集雇用した業種の高級専門人材、或はその他招聘企業が高級人材である事を証明した外国人で、査証無しで中国に来たものは上陸時口岸査証機関で人材査証の申請ができる。入境後規定に従い居留許可の申請が可能。その他査証を持って中国に来たものは入境後人材査証に変更或は規定に従い居留許可の申請が可能。

4、上海で創新創業の意欲がある外国人留学生は大学卒業証等の材料をもって有効期間2年の私用業務類居留許可の申請ができ、卒業実習及び創新創業活動を行うことが可能である。

まだ居留期間において、関係企業に雇用されたものは規定に基づいて就業類居留許可の取得が可能である。

5、現行の審査過程と手続きの簡素化により査証の利便性を提供。1に所有者が社内・外の専門部門発行の就業許可証明を持って上海で就業している外国人に対して、入境後就業許可証明をもって有効期限1年以内の就業類居留許可の申請を許可する。また上陸時口岸査証機関においても就業査証の申請が可能、入境後規定に基づいて相応期間の就業類居留許可の申請が出来る。2に上海に来て投資或は創新創業予定の外国人が就業許可証明の取得が間に合わない場合、投資証明或は創業計画、生活費の証明等をもって上陸時口岸査証機関で私用業務査証の申請が可能、入境後私用業務類居留許可申請が出来る。

6、上海で就業する外国人に対して、既に続けて2回就業類居留許可を取得しており且つ違法罰則行為が無い場合、3回目の就業類居留許可を申請する際は規定に基づき有効期限が5年以内の就業類居留許可の発行が可能で更に安定した居留が望める。

7、上海市公安局出入境管理局に香港澳門住民特殊人材とその家族が上海で定住する政策制定の権限を授けた、また上海市公安局に審査を行う権限も授け、審査効率の向上、更なる香港澳門人材を引き寄せる。

8、中国で永久居留資格を取得している或は就業類居留許可を所持している外国籍高級人材と創新創業人材は個人の保証と雇用契約を提供すれば其の者に随行する外国籍私用付き添い人に対して相応の期限がある私用業務類居留許可の発行が可能である、これにより外国籍高級人材と創新創業人材の生活面での需要を充たす。

(二) 2016年3月1日公安部支持実施した北京創新発展の試験的出入境政策20項目、以下それに関する内容：

1、永久居留「直通車」の設立。認定基準に適合した外国籍高級人材及び其の配偶者、未成年子女に対して中関村管理委員会の推薦を経て直接中国永久居留資格の申請が出来る。

2、専門サービス窓口の設置。公安部は中関村に外国人永久居留サービス窓口を設置し、受付受理、永久居留申請の審査、情報提供のサービスを行う。

3、審査期限の短縮。永久居留を申請する中関村外国人高級人材に対して審査過程を短縮し、申請受理後 50 日以内に審査を終える（現行規定は 180 日）。

4、外国籍華人対し長期居留する利便を提供。中関村で創業する外国籍華人（60 歳の年齢制限を設けない）は就業許可と雇用主担保書類をもって直接 5 年有効の就業類居留許可の申請が可能、また創業計画をもって直接 5 年有効の私用業務類居留許可（加注「創業」）の申請が可能。

5、外国籍華人の永久居留申請に対し優待政策の実施。外国籍華人で博士研究生以上の学歴を有する或は中関村の企業で勤続年数が満 4 年である者、また毎年中国国内で実際に滞在している日数が累計で 6 ヶ月を下回らない者は直接中国永久居留の申請が可能。

6、創業団体外国籍人員と外国籍技術人材に対し入境の利便提供。中関村創業団体外国籍人員又は中関村企業が招聘した外国籍技術人材で事前に就業許可証証明を取得している者は上陸港で就業査証の申請が可能。尚、就業許可証明取得が間に合わない者は上陸港で創業団体責任者或は企業が発行した招聘状をもって人材査証の申請でき入境が可能。

7、創業団体外国籍人員と外国籍技術人材に対し入境と居住の利便を提供。中関村創業団体外国籍人員と中関村企業が招聘した外国籍技術人材（60 歳の年齢制限を設けない）が入境後、就業許可と雇用主担保書類をもって直接 5 年間有効の就業類居留許可申請が可能。創業団体外国籍人員で就業許可を取得できていない場合、団体責任者の担保書類をもって 5 年間有効の私用業務類居留許可（加注「創業」）の申請が可能。

8、外国籍人材永久居留申請についてポイント評価制度の実施。中関村創業団体外国籍人員と中関村企業が招聘した外国籍技術人材は中関村外国人材ポイント評価基準に基づいて評価し、一定の値に達すると中国永久居留の申請が可能。

9、北京市公安機関出入境管理機関を経て報告・登録された中関村企業が招聘し実習に来た国外の大学在学中の外国人学生に対して、口岸査証機関にて短期私用業務査証（加注「実習」）を申請して入境、実習活動を行う。

10、北京の大学在学中の外国人学生は在学校の同意且つ推薦状の提示をもって就学類居留許可上に加注「創業」の申請を行った後、中関村で兼職創業活動が出来る。

（中略）

第三部 生活居住

《中華人民共和国出境入境管理法》第十四条の規定により、華僑が中国国内で金融、教育、医療、交通、電信、社会保険、財産登録などの手続き上身分証明の提示が必要な場合、本人の旅券をもって身分の証明が可能である。外国籍華人は中国国内での手続きにおいての身分証明は本人の所持する外国旅券である。

一、不動産購入

中国国内で就業、就学する外国の個人（華僑及び外国籍華人を含む）は実際の必要に応じた個人で使用、居住する住宅の購入が可能。華僑は生活上必要である場合、中国国内において一定面積に限られた個人で居住する住宅を購入することが出来る。住宅購入制限政策を実施する都市において、華僑、外国籍華人が住宅を購入する場合現地の政策規定に従い購入する。

華僑、外国籍華人が有効な証明を持ち土地及び不動産主管部門で土地使用权及び家屋財産権の登記手続き上国外から不動産購入費を送金する場合、外貨管理に関する規定を遵守しなければならない。

二、ホテル宿泊

華僑、外国籍華人が中国国内の旅館、ホテルに宿泊する際は宿泊登録をしなければならない。華僑は本人の中国旅券、外国籍華人は本人の外国旅券を有効証明とし登録手続きを行う。

三、交通移動

（一）鉄道移動

華僑、外国籍華人は有効な旅券をもって汽車の駅切符販売窓口で切符の購入、払戻し、変更等が行える。また有効旅券をもって 12306.cn のホームページより登録し且つ乗客の有効身分証情報を正確に登録した後、登録情報はホームページ上で照合されその後インターネットによる切符の購入、取消し、払戻し、変更等の業務が可能。インターネット上で切符購入後、必ず乗車前に紙製切符の取得が必要で、乗客は有効旅券原本と予約番号をもって駅販売窓口或は鉄路運輸企業指定の代理販売店に出向き販売員が証明証番号と予約番号を入力、確認して手続きを行う。

（二）民間航空移動

華僑、外国籍華人は有効旅券をもって航空会社チケット販売窓口、販売代理店或は航空会社ホームページ等より航空チケットの購入が可能。有効な旅券をもって搭乗手続き、搭乗する。

(三) 車両

1、運転免許証の申請受付

華僑、外国籍華人が中国国内で車両運転免許証を申請する者は、規定の年齢と身体条件に適合していること。居住地域或は滞在地の車両管理所に申請を申し出る、その際華僑の身分証明は中国旅券と公安機関が発行する居住、暫住証明である。外国籍華人の身分証明は入境時所持している外国旅券或はその他旅行証明、居（停）留期間が3ヶ月以上の有効査証或は居留許可、及び公安機関発行の宿泊登記証明である。

2、運転免許証の相互切替

其他国家と地区で運転免許証の相互切替を推進している、この事は中国関係部門が推進する1つの改革措置である。現在、中国はベルギー、アラブ首長国連邦とで運転免許証の相互切替を行っている。

3、車両登記

華僑、外国籍華人が車両の登記する際は申請用紙を記入、車両の提出審査、且つ下記証明、証書の提出が必要である：

車両所有者の身分証明、車両購入領収証等の車両由来証明、車両車体出庫合格証或は車両輸入証明、車両購入税受取証明或は免税証明、車両交通事故責任強制保険証明、車船税納税或は免税証明、法律、行政法規規定のその他証明、証書。其の内、華僑の身分証明は中国旅券と公安機関発行の居住、暫住証明。外国籍華人の身分証明は入境時所持している外国旅券或はその他旅行証明、居（停）留期間が3ヶ月以上の有効な査証或は居留許可、及び公安機関発行の宿泊登記証明。

乗用車購入制限政策を実施している都市では華僑、外国籍華人が乗用車を購入する際は現地の政策規定条件に適合していなければならない。例えば北京、天津では乗用車に対して定額規制と割り当て管理制度を施行、個人で乗用車を購入する際、抽選方式を通じて車両ナンバーの取得が必要である。北京市の規定は現住所が北京市にある個人で北京市登記の乗用車が無い場合、有効な車両運転免許証をもってナンバーの申請が可能、それは有効な身分証明を有し且つ北京にて1年以上居住している華僑、外国籍華人を含む。天津市の規定は、車両運転免許を有する、又は天津市での車両登記が無こと等の一般的条件以外に華僑がナンバーを申請する際は天津市発行の中国旅券、天津市公安派出所が発行した戸籍取り消し証明、天津で2年以上連続居住し且つ毎年累計居住日数が9ヶ月以上の居住証明の提示が必要である。外国籍華人が乗用車ナンバーを申請するとき入国時に所持している有効な旅券或はその他証明、天津市公安機関発行の有効居留許可或は外国人永住居留証、天津で2年以上連続居住し且つ毎年の累計居住日数が9ヶ月以上ある有効な居住登記証明の提示が必要である。

四、金融サービス

華僑、外国籍華人は中国国内の金融機関で個人人民元、外貨預金口座の開設が可能、尚個人銀行口座開設は実名制の規定を遵守して行う。中国人民銀行の文章規定より、個人銀行口座開設で華僑の有効証明は中国旅券、外国籍華人の有効証明は外国旅券、或は外国人永住居留証である。もし銀行が上記証明のみでは正確に口座開設申請人身分の判断が出来ない場合その他身分証明の提示を要求できる。華僑のその他身分証明には国外居住の証明証を含む。外国籍華人のその他身分証明には外国住民身分証、運転免許証等のその他顔写真付の身分証明証を含む。

第四部 社会保険

中国国内で就業している華僑、外国籍華人は法律に基づいて社会保険に加入できる、社会保険待遇を受ける条件に適合する者は社会保険待遇を受け取る事が出来る。

一、社会保険加入

華僑を雇用する雇用主は、華僑本人の有効旅券等の証明資料をもって直ちに現地社会保険取扱い機関へ出向き保険加入手続きをとり社会保険契約を締結する。非常勤の華僑は本人の有効旅券等をもって個人保険加入手続きにより所在地の社会保険取扱い機関で加入手続き及び支払い手続きを行う。華僑の社会保障番号は華僑が所持する有効な旅券番号をもとに作成される。

外国籍華人で中国国内にて就業する者は先ず初めに法律に基づき《外国人就業証》、《外国專家証》、《外国常駐記者証》等の就業証明、就業類居留証或は外国人永久居留証の手続きを行う。外国籍華人を雇用する企業は外国籍華人が就業許可証取得してから30日以内に社会保険登記手続きを行う。国外から中国国内の企業に派遣された外国籍華人は国内企業の規定に従い社会保険手続きを行う。外国籍華人の社会保障番号は所持する外国旅券番号或は外国人永久居留番号を基に作成される。

例外：中国と社会保険において双方或は多方協議を締結している国家では中国公民（華僑を含む）がその国で就業又はその国の公民（外国籍華人を含む）が中国国内で就業する上で社会保険加入が必要な場合、協議規定に基づいて手続きを行う。現在中国政府はドイツ、韓国、デンマーク、フィンランド、カナダとで個別に双方社会保険協定を締結している。

二、社会保険契約継続変更

退職年齢に達していない華僑、外国籍華人が国外で定住する以前に城鎮職員基本養老保険に加入しており国外で定住後、中国国内で基本養老保険契約と個人口座を保留している者は中国に戻り就業し且つ新たに基本養老保険に加入すれば、以前の契約と新規の契約を引き継ぎ、個人口座を統一したもとの、中国帰国後再度加入納付した年月と国外へ行く以前

に納付していた年月（国の規定条件を充たすものは納付年月とみなすことを含む）と累計して計算する。

外国籍華人が中国で就業し社会保険に加入しており、規定の養老金受取年齢に達する以前に中国を離れた者で社会保険個人口座を保留し、再度中国に来て就業したものは納付年月を累計して計算する。本人が書面で社会保険契約を解約申請した場合、社会保険個人口座内の預金を一括で本人に支払うことが可能。

三、社会保険待遇を受ける

■養老保険：華僑、外国籍華人の基本養老保険に加入し、法定退職年齢に達した時に累計納付期間が満 15 年ある者は毎月基本養老金が受け取れる。法定退職年齢に達した時累計納付期間が 15 年に満たない者は満 15 年まで納付しその後基本養老金を受け取る事が出来る。延期して基本養老保険を納めるものは保険加入地区の規定方法に従うこと。

■医療保険：華僑、外国籍華人職員基本医療保険に加入し、法定退職年齢に達した時に累計納付期間が規定の納付年月（各地規定が異なる）に達しているものは退職後基本医療保険費を納付しなくてよい、国の規定に従い基本医療保険待遇を受けられる。規定納付年月に達していない場合、規定年月まで納付が可能。

注意事項：華僑、外国籍華人の国外での医療費は基本医療保険範囲外として扱う。

（中略）